

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
奈良県指定 第2973500164号

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

<目 次>

1. 施設経営事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～4
3. 居室の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 従業者の職種、員数及び職務内容・・・・・・・・ 4～5
5. 職員の勤務体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～6
6. 当施設が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・ 6～11
7. 事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～12
8. 非常災害対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
9. 高齢者虐待防止に関する事項・・・・・・・・・・ 12
10. 身体拘束に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～13
11. 認知症の対応力向上に向けた取り組みについて・・ 13
12. 苦情受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
13. 入退所の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

この規程は、社会福祉法人太陽の村が開設する「特別養護老人ホーム柳光」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

1. 施設経営事業者

- (1) 事業主 社会福祉法人太陽の村
- (2) 事業主所在地 奈良県吉野郡吉野町大字柳 1395 番 1
- (3) 電話番号 0746-35-9294
- (4) 代表者氏名 理事長 辻村 洋子
- (5) 設立年月日 平成23年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定 介護老人福祉施設
平成24年4月1日指定
奈良県2973500164号
- (2) 施設の目的 ご利用者が可能な限りその居住において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかる。
- (3) 施設の名称 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム柳光
- (4) 施設の所在地 奈良県吉野郡吉野町大字柳 1395 番 1
- (5) 電話番号 0746-35-9294
- (6) 施設長（管理者） 橋場 靖
- (7) 当施設の運営方針
施設は、ご利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、当施設サービス計画に基づきその居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。
- (8) 開設年月日 平成24年4月1日
- (9) 入所定員 90人
- (10) 施設の概要
 - ① 施設の構造 鉄骨造 3階建 耐火建築物
空調設備 エレベーター設備
スプリンクラー設備
 - ② 建物の延べ床面積 6376.30㎡

③ 主な事業所

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護

(ショートステイ柳光 ショートステイ柳光 ユニット)

指定認知症共同生活介護 指定地域密着型認知症対応型共同生活介護

(グループホーム柳光)

指定通所介護 指定介護予防通所介護

(デイサービス柳光)

居宅介護支援事業

(居宅介護支援事業所柳光)

(11) サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧可能とし複写物を交付します。
- ④ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、ご利用者又はそのご家族の同意を得たうえで、記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたり知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

(守秘義務)

ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

(12) 施設の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため下記の事項をお守り下さい。

① 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。その他施設運営上危険であると判断するもの（針・ハサミ・爪切り動物等）、食料品（賞味期限が明記されず、個包装がされていないもの）、現金等です。

※ただし、感染症発生時には持ち込み制限をする場合がございます。あらかじめご了承ください。

② 面会

面会時間 10:00～18:00

※来訪者は、必ず都度職員に届け出てください。

③ 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により現状に回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

④ 喫煙

施設内は禁煙です。喫煙される方はご相談ください。

3. 居室の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット個室	90室	洗面・トイレ付
食堂兼機能訓練室	9室	
浴室	4室	特殊浴槽・大浴槽・個浴槽
医務室	1室	

居室変更：ご利用者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 従業者の職種、員数及び職務内容

当施設では、施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	職務内容
施設長（管理者）	1人（常勤兼務）	管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
医師	1人（非常勤兼務）	医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
生活相談員	1人	生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、従業者に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
機能訓練指導員	1人	機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
介護支援専門員	1人	介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。
栄養士または管理栄養士	1人（常勤兼務）	栄養士又は管理栄養士は、給食の献立の作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
看護職員	3人以上	看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
介護職員	27人以上	介護職員は、入所者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
事務職員	1人以上	

特別養護老人ホーム柳光（短期入所生活介護）と一体運営
ショートステイ柳光と併設運営致します。

5. 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制
施設長	勤務時間帯（8：30～17：30）
介護職員	勤務時間帯 早出（7：30～16：30） 日勤（8：30～17：30） 遅出（11：00～20：00） 夜勤（17：00～10：00）
生活相談員	勤務時間帯（8：30～17：30）
看護職員	勤務時間帯（8：30～17：30）

機能訓練指導員	勤務時間帯	(8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0)
介護支援専門員	勤務時間帯	(8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0)
管理栄養士	勤務時間帯	(8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0)

※但し、介護保険法等諸法律を遵守した上で、変更することがあります。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設サービスが法定代理受領であるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とします。

(1) 当施設が提供するサービス

- ① 利用料金の基準介護サービス（介護保険から給付されます。）
- ② 利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス

(2) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割又は、8割が介護保険から給付されます。（食費・居住費は、所得段階に応じて市町村から補足給付がある場合があります。）

<サービスの概要>

- ① 居室の提供
- ② 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して生活共同室にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間の目安)

朝食： 8 : 0 0 昼食： 1 2 : 0 0
おやつ 1 5 : 0 0 夕食： 1 7 : 3 0

ご利用者の状況により食事時間を変更することがあります。

③ 入浴

- ・週2回以上行います。体調等により清拭を行う場合があります。
- ・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排せつ

- ・排せつの自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 栄養管理

- ・ご利用者の栄養状態を施設入居時に把握し、管理栄養士を中心として、介護・看護職員や介護支援専門員等、多職種協働し、ご利用者一人ひとりの栄養、身体状況に着目した栄養ケア計画を作成します。

⑥ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑦ 口腔衛生の管理

- ・口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価等を行います。（原則として利用開始から3か月以内まで）

⑧ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑨ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(3) 基準サービスの費用について

<居住費・食費の負担額（1日あたり）>

区分	対象者	食費	居住費
利用者負担額 第4段階	・下記以外の方	1,800円	2,066円
利用者負担額 第3段階②	・市町村民税非課税であって、合計所得が120万円以上の方 ・境界層該当者 ・市町村民税課税における特例減額措置の適用があるもの	1,360円	1,370円
利用者負担額 第3段階①	・市町村民税非課税であって、合計所得が80万円以上120万円以下の方 ・境界層該当者 ・市町村民税課税における特例減額措置の適用があるもの	650円	1,370円
利用者負担額 第2段階	・市町村民税非課税であって、合計所得が課税年金額の合計80万円以下の方 ・境界層該当者	390円	880円
利用者負担額 第1段階	・市町村民税非課税の老齢年金受給者 ・生活保護受給者 ・境界層該当者	300円	880円

※なお、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日の上限となります。

<サービス利用基本単位数>

要介護度 負担割合	1割負担	2割負担	3割負担
要介護3	815円	1,630円	2,445円
要介護4	886円	1,772円	2,658円
要介護5	955円	1,910円	2,865円

<その他加算>

初期加算 30単位/日(30日間)	療養食加算 6単位/食
看護体制加算Ⅰ 4単位/日	口腔衛生管理加算Ⅰ 90単位/月
看護体制加算Ⅱ 8単位/日	口腔衛生管理加算Ⅱ 110単位/月
夜間職員配置加算Ⅱ 18単位/日	経口維持加算Ⅰ 400単位/月
個別機能訓練加算Ⅰ 12単位/日	経口維持加算Ⅱ 100単位/月
個別機能訓練加算Ⅱ 20単位/月	栄養マネジメント強化加算 11単位/日
個別機能訓練加算Ⅲ 20単位/月	協力医療機関連携加算(Ⅰ) 100単位/月 協力医療機関連携加算(Ⅱ) 5単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位/月	認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150単位/月 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 120単位/月
精神科医療養指導加算 5単位/日	入院外泊時費用 246単位/日
褥瘡マネジメント加算Ⅰ 3単位/月 褥瘡マネジメント加算Ⅱ 13単位/月	安全対策体制加算 20単位/初回のみ
退所時情報提供加算 250単位/回	新興感染症等施設療養費 240単位/日
生産性向上推進体制加算Ⅰ 100単位/月 生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位/月	看取り介護加算Ⅰ 死亡日以前31日以上45日以下 72単位/日 死亡日以前4日以上30日以下 144単位/日
再入所時栄養連携加算 200単位/回	死亡日の前日及び前々日 680単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算 7日間を限度に 200単位/日	死亡日当日 1,280単位/日

排せつ支援加算Ⅰ	10単位/月	日常生活継続支援加算	46単位/日
排せつ支援加算Ⅱ	15単位/月		
排せつ支援加算Ⅲ	20単位/月		
A DL維持等加算Ⅰ	30単位/月	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日
A DL維持等加算Ⅱ	60単位/月		
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月		
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月		
特別通院送迎加算	594単位/月	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日
※ <u>透析を要する入所者</u> であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、月12回以上、通院のため送迎を行った場合		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日
介護職員等処遇改善加算	14%		

※但し、要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合のサービス利用単位に対する利用料金について
 初回認定にて自立と判定された場合・・・要介護1の保険10割分
 区分変更にて自立と判定された場合・・・変更前の介護度の保険10割分

※基準サービス利用単位の利用料の計算は以下通りです。

- ① 1ヶ月の合計利用単位数×介護職員処遇改善加算割合
 =総利用単位(端数四捨五入)
- ② 総利用単位×10.0=介護保険総費用(端数切り捨て)
- ③ 介護保険総費用×介護保険者負担=介護保険請求分(端数切捨)
- ④ 介護保険総費用－介護保険請求分=
 介護保険給付(サービス利用単位分)利用者負担額

※ 介護保険の利用者負担額については、市町村より発行される負担割合証に、記載されております割合にて計算させていただきます。

(4) 全額をご利用者にご負担いただく費用

事務管理費 毎月	月額 1,000円(通信費・金銭管理費等)
持込用品における電気代	日額48円(税別) (テレビ、ラジオ、電気毛布、携帯、加湿器等の1コンセントにつき電気代が発生します。)

リース用品の電気代	日額 96円 (税別)
理髪代	カット 1,800円 顔そり 1,000円 カット+顔そり 2,500円 カット+毛染め 6,525円 カット+パーマ 7,050円 ※消費税込みの料金です。
教養娯楽費	月額 150円
クラブ活動代	実費相当
コピー代	1枚 10円 (税込)
特別な食事	実費 ご利用者の希望に基づいて提供する食事費用
嗜好品 (おやつ代)	1日 100円
日常生活上必要な諸費用	実費 日常生活品の代金等、日常生活に要する費用
その他	実費 その他、電話代、立替払金等、負担が必要なもの

※(4)の料金は、介護保険の基準サービスにならないため、ご利用の際は、ご利用者に別途利用料金をご負担いただきます。

※おむつ代は、介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

※消費税については、1円未満は切り捨ていたします。

(5) 居室に要する費用

外泊、入院等で居室を空けておく場合にも、料金が発生します。第1～3段階の方は6日まで負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは1日あたり下記の金額をお支払いいただきます。なお、空床期間に、ご利用者同意の上で他の利用者が短期入所生活介護に利用(空床利用)する場合は、自己負担は発生しません。

項目	第1～3段階	第4段階
6日目以内	認定証の記載額	2,066円
7日目以降	2,066円	2,066円

(6) その他付添時の費用について

簡易ベッド・寝具一式使用料	ご利用者の居室を使用。1回 2,381円 (税別)
テレビ使用料	1日 96円 (税別)
居室使用料	ご利用者の居室以外の部屋を使用。ベッド・寝具一式・冷暖房費込み 1日 2,858円 (税別)
食事	朝食 420円・昼食 730円・夕食 650円

※上記以外についてはご相談下さい。

(7) 入所中の医療の提供について

入所における医療に関する処遇は次のとおりです。

① 協力医療機関 医療法人拓誠会辻村病院

② 通常の診察と投薬について

- ・ 病院受診および入院に際しては、必ずご家族の付き添いをお願いいたします。
- ・ 年1回の健康診断を行います。

③ 主治医の指示により随時検査を行います。

④ 緊急の場合

- ・ 事業実施中にご利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに施設から主治医または協力医療機関、ご利用者の家族に連絡するとともに状況に応じて施設側が対応いたします。また、事故発生時には、ご利用者のご家族、市町村に対して連絡を行うなどの必要な措置を行います。

⑤ 医療に関する費用

- ・ 緊急の受診及び診察費用については、施設より立替払いを行うことが出来ます。その場合、施設の利用料金と一緒に請求致しますのでお支払い下さい。但し、ご家族が受診時にお支払い頂いた場合は、この限りではありません。
- ・ 入院にかかる費用については、ご家族対応を基本とさせていただきます。お預り金をしている場合の入院費用の支払いに関してはご連絡下さい。

⑥ 受診および入退院を含む病院への付き添いについて

- ・ 原則、ご家族対応になります。ただし、ご家族対応が困難な場合は施設職員にて対応いたします。但し、救急車による搬送に限り、付き添い職員の施設までのタクシー代など、実費負担をお願いいたします。なお、その場合、施設の利用料金と一緒に請求いたしますのでお支払い下さい。

(8) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日(金融機関が定休日等の場合は翌営業日)にご請求しますので、翌月20日までにお支払いください。

※<施設利用にあたっての留意事項>

施設利用にあたっての留意事項は次のとおりとします。

- ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ・ 居室と食事にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ・ 施設で対応できない衣類等の洗濯物に対してはご家族でお願いします。
- ・ 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をお願いします。
- ・ 火気の取扱いに注意をお願いします。

- ・けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないようにお願いします。
- ・その他管理上必要な指示に従うようにお願いします。

7. 事故発生時の対応

※入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

1. 当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
 - (3) 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行います。
前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置をします。

8. 非常災害対策について

- (1) 当施設は、感染症や水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、業務を継続的に実施、再開するための計画「業務継続計画（BCP）」等を作成し、入所者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとします。また必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (2) 防災訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行います。
- (3) 当施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

防火管理者

的 場 義 浩

防災訓練

年2回防災訓練を実施します。

防災設備

自動火災通報装置、非常時通報装置消火栓、消火器など

9. 高齢者虐待防止に関する事項

当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に行うとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- (2) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施をします。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置をします。

10. 身体拘束に関する事項

当施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとします。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

11. 認知症への対応力向上に向けた取り組みについて

- ・認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現するために、介護に直接かかわる職員のうち医療・福祉の資格を有さないものについては、入職から1年以内に認知症介護基礎研修を修了します。

12. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム柳光
(担当者) 生活相談員 林 泰雄

・受付時間

毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

電話番号 0746-35-9294

また、苦情受付ボックスを1階の玄関・2階・3階のエレベーター前ホールに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

吉野町 長寿福祉課	電話番号 0746-32-8856
-----------	----------------------

奈良県吉野郡吉野町大字丹治130番地の1	受付時間 9:00～17:15
奈良県国民健康保険連合会 奈良県橿原市大久保302-1	電話番号 0744-21-6811 受付時間 9:00～17:15
第三者委員 大北 雅祥 吉野郡大淀町土田507-307	
第三者委員 竹谷 康則 吉野郡吉野町峰寺7番地	

13. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

入所申込書にてお申込み下さい。居室に空きがあればご入所いただけます。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 退所手続き

①ご利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要介護2と認定された場合

※ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

- ・ご利用者がお亡くなりになった場合若しくは被保険者資格を喪失した場合。

③その他

- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当施設や当設の従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ご利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただき場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合はお申し出下さい。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合契約終了30日前までに文書で通知いたします。

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム柳光

説明者 氏名 _____ ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設の提供開始に同意しました。

ご利用者	住 所	
	氏 名	⑩

第1保証人	住 所	
	氏 名	⑩

第2保証人	住 所	
	氏 名	⑩

代理人（選任した場合）	住 所	
	氏 名	⑩